

砂 川 市 規 則 第 1 5 号

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市職員定数条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員定数条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員定数条例施行規則（昭和34年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「**の職員**」を「**のもの**」に、同条第3号中「18人」を「22人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。